

徳島県病院局管理規程第九号

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員服務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「臨時的任用職員及び」を削る。

第二十二条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、管理者が特に認める場合には、総務事務システムにより申請を行い、所属長の承認をもってこれに代えることができる。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。